

個人情報保護の保護範囲

日米欧間の「個人識別性」をめぐる議論を通じて

Coverage of Protection on Personal Data: A Comparative Study on Identifiability in Japan, the United States and European Union

学籍番号：201321657

氏名：山口 知仁

Tomohito YAMAGUCHI

近年のスマートフォンアプリの急速な普及やビッグデータ社会の到来等によって、利用者と事業者を取り巻く状況は大きく変化し、事業者が収集する利用者情報の中に、個人情報保護法の保護する個人情報に該当するか否かが判然としないものが含まれる事例が目立つ。このような事例においては、個人情報の要件としての個人識別性の有無を判断するのが難しい場合もあり、法的保護の範囲が明確になっているとは言えないのが現状である。

このような問題を一つの契機として、日本では2015年1月現在、個人情報保護法の改正に向けた取組が進められているが、その背景には、近年の米国や欧州における個人識別性に関する議論の高まりが存在する。しかしながら、日本において個人識別性に関する議論に注目が集まるようになったのはごく最近のことであり、2014年初頭ごろから各国の議論状況を個別に検討した論稿が矢継ぎ早に見られるようになったものの、国際動向を踏まえ、大局的見地から個人識別性に関する考察を行った研究は見られない。

そこで本研究では、日本における個人情報保護法改正を視野に入れ、現代社会の実情に適合した個人情報の妥当な保護範囲のあり方を明らかにすることを目的として、日本、米国、欧州における個人識別性に関する議論を対象に文献調査を行い、俯瞰的視点に立った比較法的考察を行った。保護範囲の検討にあたっては、各国の議論において個人識別性と表裏一体の関係として匿名化の問題が取り上げられていることから、本研究においても、個人識別性の要件だけでなく、匿名化の意義及び効果も合わせて検討対象に含めた。

考察の結果、個人情報の妥当な保護範囲のあり方として、個人識別性の要件に関しては、現行法で規定されている個人識別性の要件自体を変更するのではなく、容易照合性の要件のみを緩和・廃止して個人識別性が認められる情報の範囲を拡大すべきであること、また、匿名化制度の導入・基準の判断にあたっては、第三者機関が規則制定権限を行使して匿名化要件を法制化するのではなく、専門委員等で構成される検討機関を別途設置し、技術の進展に応じた適切な匿名化技術の検討等を行うべきであること、等が明らかとなった。

研究指導教員：石井 夏生利

副研究指導教員：村井 麻衣子